別表第二号第30の2及び3を次のように改める。

2　5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用するもの

⑴　占有周波数帯幅が19MHz以下のものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの　19MHz

⑵　占有周波数帯幅が19MHz以下のものであつて、⑴以外のもの　18MHz

⑶　占有周波数帯幅が19MHzを超え38MHz以下のもの　38MHz

⑷　占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下のもの　78MHz

⑸　占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下のもの　158MHz

3　5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するもの

⑴　占有周波数帯幅が19.7MHz以下のもの　19.7MHz

⑵　占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下のもの　38MHz

⑶　占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下のもの　78MHz

⑷　占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下のもの　158MHz

別表第三号29中「5,180MHz、5,190MHz、5,200MHz、5,220MHz、5,230MHz、5,240MHz、5,260MHz、5,270MHz、5,280MHz、5,300MHz、5,310MHz、5,320MHz、5,500MHz、5,510MHz、5,520MHz、5,540MHz、5,550MHz、5,560MHz、5,580MHz、5,590MHz、5,600MHz、5,620MHz、5,630MHz、5,640MHz、5,660MHz、5,670MHz、5,680MHz又は5,700MHz」を「5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下」に改め、⑷を⑹とし、⑶を⑸とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　5,210MHz又は5,290MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
5,020MHz未満及び5,480MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

⑷　5,250MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
4,916MHz未満及び5,584MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

別表第三号29に次のように加える。

⑺　5,530MHz又は5,610MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
5,340MHz未満及び5,800MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

⑻　5,570MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
5,236MHz未満及び5,904MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十九号の三中「五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二三〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する」を「設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている」に改め、同項第十九号の三の二中「五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する」を「設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十九の三の三　設備規則第四十九条の二十第二号の小電力データ通信システム（第二条第一項第十九号の四に規定するムの無線局に使用するための無線設備の条件が定められていること。）

第二条第一項第十九号の四中「第四十九条の二十第四号」を「第四十九条の二十第六号」に改める。

「

	○	○	○	備設線無のニの三の号九十第項一第条二第

」

「

	○	○	○	備設線無のニの三の号九十第項一第条二第
	○	○	○	備設線無のニの三の号九十第項一第条二第

」